

境港市営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱い

1. 基本的考え方

境港市営繕工事に当たっては、国土交通省が策定する「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」を準用し多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因を考慮することとしている。

今般、建設業における働き方改革の取組の一環として、自然的要因のうち、猛暑については、工期中に実際に発生した日数により、工期内完成が困難となった場合、必要に応じて工期及び請負代金額を変更する。

2. 猛暑による作業不能日数の対象とその取扱い

(1) 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間とする。

(2) 工事発注時の取扱い

工事発注に際して猛暑による作業不能日数は、見込んでいない。

別記の記載例を参考に、猛暑による工期延長の取扱いを現場説明書に明示する。

(3) 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記(1)に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

受注者からの申し出による協議を行い、工期の延期が必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する。

3. その他

上記取扱いによりがたい場合は、監督員と協議の上、別途個別に取扱いを定めることができる。

別記 現場説明書への記載例

(12) 猛暑による工期延長の取扱い

猛暑(WBGT 値が 31 以上)により工期延長が必要となった場合、協議の上、
工期延長を行うものとする。